

(案)

国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について(論点整理)

平成16年 月 日

企業会計審議会

一 経緯等

1. 「2005年問題」

欧州連合(EU)は、2002年(平成14年。以下、原則として西暦のみで表記する。)7月、原則として2005年1月から、EU域内で公募又は上場するEU域内の会社の連結財務諸表の作成基準として国際財務報告基準(IFRS: International Financial Reporting Standards、以下、特に断りがない限り国際会計基準(IAS: International Accounting Standards)を含む。)の採用を義務付ける方針を決定した。これに伴い、EUは、発行開示を規制する「目論見書指令(Prospectus Directive)」を2003年7月に採択し、継続開示(定期開示)を規制する「透明性指令(Transparency Directive)」を今後採択することとしており、両指令では、EU域外の会社によるEU域内での公募又は上場についても、連結財務諸表の作成基準として「IFRS又はIFRSと同等と認められる会計基準」に拠るべきことを求めている。

このような状況の下で、EUが、我が国の会計基準をIFRSと同等であると認めない場合には、我が国の会社をはじめとする証券発行者のEU域内での資金調達等の事業活動に支障をきたす恐れがあるとの指摘がなされてきた。

これが会計基準を巡る「2005年問題」と言われる問題である。

我が国としては、金融庁を中心に、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、東京証券取引所等の関係団体が協力しながら

ら、欧州委員会（ＥＣ）やＥＵ各国等の関係者に対して、我が国の会計基準を「ＩＦＲＳと同等と認められる会計基準」として受け容れるように働きかけを行ってきた。

そのような努力の結果、我が国の会計基準が「ＩＦＲＳと同等と認められる会計基準」として受け容れられるかについては、ＥＵにおいて更に具体的な検討が進められることが決定されるとともに、ＥＵ域外の会社については、目論見書指令に関しては２００６年末まで、また、透明性指令に関しては２００６年末頃の指令の施行まで、「本国基準」の使用が認められることとなった。

２．審議の経緯等

ＩＦＲＳがＥＵ域内における統一的な会計基準として採用されるとともに、ＥＵ域外の各国においても連結財務諸表の作成基準としてＩＦＲＳに規範性を認める動向が広がりつつあることも踏まえ、我が国において、外国及び国内のそれぞれの会社について、ＩＦＲＳに基づき作成された連結財務諸表を我が国の法制度上どのように位置付けていくのかという課題として議論を整理することが必要となった。

当審議会は、２００４年（平成１６年）２月２０日に開催された総会において、「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応」を審議事項として採り上げることを決定し、同年３月から企画調整部会において具体的な検討を開始した。審議の過程では、ＩＦＲＳに準拠した連結財務諸表を、証券取引法の下での制度上どのように位置付けるかという観点から、主に、

ＥＵ域内を含む外国の会社が、我が国で公募又は上場する際に、ＩＦＲＳに準拠した連結財務諸表を利用する場合、我が国の会社が国内でＩＦＲＳに準拠した連結財務諸表を利用しようとする場合、の制度上の課題等が議論された。

当審議会は、これまでの審議において議論された論点を整理した「国際会計基準に関する我が国の制度上の対応について（論点整理）」をここに取

りまとめた。本論点整理では、まず、I F R Sを巡る国際的な動向を概観し、I F R Sに関する法制度上の論点、考え方等を整理した上で、今後の課題について言及している。

当審議会としては、ここに公表する本論点整理に対して、幅広い関係者等からの意見等を求めることとした。

それらの意見等を踏まえて、金融庁をはじめとする関係者がそれぞれの主体的な判断の下で適切な措置や対応をとることを期待する。

二 国際的な動向

1 . 国際会計基準審議会の動向

(1) 設立及び活動

1973年に、我が国を含む9カ国の職業会計士団体により、I A Sの作成と公表を目的として国際会計基準委員会（I A S C : International Accounting Standards Committee）が設立された。その後、I A S Cは順次、I A Sを設定してきたが、これらには、多くの場合、標準的会計処理の他に代替的処理が認められており、また、質的なレベルや網羅性においても多くの問題点が証券監督者国際機構（I O S C O : International Organization of Securities Commissions）等により指摘されていた。そこでI A S Cは、1980年代の後半から、主にI A Sに準拠した財務諸表間の比較可能性を高める観点から、代替処理の見直し作業等を進めレベルの向上等を図り、2000年に主要な30の会計基準書（コア・スタンダード）を完成させた。その後、市場環境の変化、各国の会計基準の間のより一層の調整等を達成するために、I A S Cの組織改革による対応も併せて講じられることとなり、2001年にはロンドンに本部を置く国際会計基準審議会（I A S B : International Accounting Standards Board）

が設立された。

I A S Bは、会計事務所、民間金融機関、事業会社、中央銀行等からの拠出金を基盤としている国際会計基準委員会財団（I A S C財団）により運営されており、14人（うち12人が常勤）のメンバーと固有の事務局から構成される。爾来、I A S Bは、高品質で全世界的な単一の会計基準の開発を目的として、I F R Sの開発、設定等に取り組んでいる。

(2) I O S C Oによるコア・スタンダードの承認

I O S C Oは、2000年5月の総会において、クロスボーダーの公募又は上場に際しての財務諸表の作成基準として、I A Sのコア・スタンダードを使用することを各国の市場監督当局が受け容れることを勧告することを決議した。ただし、この勧告においては、各国は、必要に応じて財務諸表の作成方法等について調整、開示、解釈の追加的措置を採ることができることとされており、I A Sをそのまま認めることを強制するという勧告が行われたわけではない。

(3) 米国財務会計基準審議会との連携

I A S Bは、各国の会計基準の統合化を目指し、主要国の会計基準設定主体と共同での作業にも取り組んでいる。2002年10月には米国財務会計基準審議会（F A S B:Financial Accounting Standards Board）との間で、相互に会計基準の「収斂」(convergence)を目指す「覚書」(ノーウオク合意)を取り交わし、公表した。この覚書においては、「短期コンバージェンス・プロジェクトとして、2003年後半までに、両会計基準間の相違点を特定し、双方の会計基準の変更についての公開草案を公表するための最大限の努力をする」、「2005年1月時点に残っている相違については、相違を除去するための共同作業を続けていく」等が合意された。

この合意を受けて、短期コンバージェンス・プロジェクトの一環として

F A S Bは2003年12月に「任意の会計方針の変更は遡及的に修正する」等4つの公開草案を公表しており、I A S Bは2004年3月にI F R S第5号「売買目的で保有する非流動資産及び廃止事業」の基準を公表するなどコンバージェンスに向けた取組みが進められている。

(4) 定款の見直し

I A S Bの運営母体であるI A S C財団は、その定款(Constitution)第18条により、評議会(Trustees)の役割として、I A S C財団全体の組織及びその有効性のレビューを遂行することを規定しており、現在、評議会による具体的なレビュー作業が進められているところである。我が国においても、評議会、I A S B等のメンバーの構成、I A S Bの審議プロセスのあり方、基準勧告委員会(S A C:Standards Advisory Council)の見直し、I A S C財団の財源の見直し等をはじめとするレビューに対する関心は高く、金融庁、民間団体等がI A S C財団の定款の見直しの協議に対する意見の募集に応じてコメント・レターを発出している。

今後、評議会は、定款の見直しのために設置された、定款委員会(Trustees Constitution Committee)において、寄せられたコメント・レターの分析を行うとともに、東京を含む世界の主要都市において公聴会を開催し、幅広く意見を求めるなど、定款の見直しの具体的な作業を行っていくこととしている。

2. E Uの動向

(1) E U域内の会社の取扱い

「会計の調和：国際的調和のための新たな挑戦」(1995年)、「E Uの財務報告戦略：将来への方向性」(2000年)の公表を受けて、E Cは国際的な会計基準の適用を検討し、2002年7月に「国際会計基準

(I A S) の適用に関する規則」を採択し、2003年9月には「 I A S 第32号及び第39号を除き、9月14日現在のすべての I A S を採用する規則」を採択した。これらの規則により、E U 域内で公募又は上場を行う E U 域内の会社には、経過措置が適用される一部の会社 (S E C 基準を採用する会社) を除き、2005年1月1日以降開始する会計年度に係る連結財務諸表を I F R S に従って作成することが義務付けられた。

(2) E U 域内で公募又は上場する E U 域外の会社の取扱い

E U 域内で公募又は上場する E U 域内の会社には、E U 各国の証券規制が適用されているが、E U 各国は「金融サービス行動計画」に基づき採択された目論見書指令及び今後採択される予定の透明性指令を踏まえ、それぞれの証券規制を見直す予定である。両指令では、E U 域外の会社が E U 域内で引き続き公募又は上場するためには、「 I F R S 又は I F R S と同等と認められる会計基準」に準拠した連結財務諸表の作成を義務付けている。

(3) 我が国の会社への影響

我が国の官民の関係者が、我が国の会計基準の受け容れの要請等を E U の関係者に対して積極的に行ったこともあって、E U としては、目論見書指令に関して E U 域外の会社には2007年1月1日まで「本国基準」の使用を認めるとともに、透明性指令に関しても2006年末頃の指令の施行まで現行の取扱い(「本国基準」の使用)を認めることとした。

今後、我が国の会計基準を含む主要な域外各国の「本国基準」について「同等性の評価」が欧州証券規制当局委員会 (C E S R : The Committee of European Securities Regulations) において行われ、E

Cが最終的な決定を行うこととされている。

三 IFRSに準拠した外国会社への対応

1. 我が国の現行制度における「本国基準」又は「第三国基準」の取扱い

我が国の現行の証券取引法の下での外国会社の財務書類の取扱いについては、以下のとおりである。

(1) 「本国基準」又は「第三国基準」に準拠する財務書類の容認

現行制度においては、外国会社が本国又は本国以外の本邦外地域（第三国）において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、「本国基準」又は「第三国基準」に準拠する財務書類の開示が認められている（証券取引法第193条、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」という。）第127条第1項及び第2項）。

上記規定に基づき、各会社の財務書類ごとに受け容れの可否が判断されており、その結果として現在、20カ国150社の有価証券届出書及び有価証券報告書が提出されている（平成14年7月から平成15年6月までの間に提出された有価証券届出書及び有価証券報告書）。

すなわち、証券取引法は、提出されるべき財務書類について「一般に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法により」作成されるべきことを定めており、外国会社についての上述のような現行制度の取扱いは、我が国以外の会計基準であっても「一般に公正妥当であると認められるところ」に該当し得るものがあることを、その解釈として認めていることを意味している。実際に、

上述の20カ国150社の財務書類としては、SEC基準、英国基準、ドイツ基準、フランス基準等の会計基準に準拠したものを受け容れている。なお、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」との判断基準について、さらに詳細な特段の定めがあるわけではない。

(2) 会計基準及び表示方法の相違の注記

現行制度においては、外国会社の開示する財務書類について、我が国における会計処理の原則及び手続と異なる場合及び表示方法のうち我が国における表示方法と異なるものがある場合には、その内容を注記する必要があるとされている。その際、相違を金額により記載することができる場合には、金額による相違も記載するものとされている（財務諸表等規則第128条及び第129条）。

すなわち、現行制度は、外国会社の財務書類について我が国以外の会計基準に拠ることがあることを認めながらも、我が国での開示の制度の要請としての「公益又は投資者保護」の観点からは、我が国の会計基準及び表示方法との相違の明確化を求めていることとしている。

(3) 財務書類の監査

現行制度においては、外国会社の開示する財務書類について、我が国での監査証明を受けなくても「公益又は投資者保護に欠けることがないもの」として内閣府令で定めるところとして金融庁長官の承認を受けた場合は、我が国での監査は要しないとされている。内閣府令においては、我が国での監査を要しない場合として、我が国の公認会計士又は監査法人に相当する者により、我が国の監査証明に相当すると認められる証明を受けたことが必要であると定めている（証券取引法第193条の2第1項、証券取引法施行令第35条、財務諸表等の監査証明に関する内閣府

令第1条の3)。

すなわち、現行制度は、我が国以外の会計基準に拠って作成された外国会社の財務書類が、当該本国の監査の基準、手続等に拠って一定の資格を有する者による監査証明が行われた場合は、我が国での二重の監査証明を経ることがなくとも「公益又は投資者保護に欠けることがない」との観点から受け容れることとしている。

(4) 財務書類の開示

以上のように、本邦外地域で本邦以外の会計基準に基づいて作成され、本邦以外の監査基準に基づく監査を受け、本邦以外の地域で開示された外国会社の財務書類であっても、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、我が国の証券取引法の下での財務書類として開示することを認めている。

ただし、このような外国会社の財務書類について、当該本国の開示基準に基づいて記載されたものをそのまま受け容れているわけではない。我が国での「公益又は投資者保護」の観点からは、我が国の開示の制度の下での日本語による開示を求めている。

すなわち、現行制度は、我が国の開示基準に基づく記載の様式とほぼ同様ではあるものの、これまでに提出されてきた外国会社の実情を踏まえて外国会社のための記載の様式を定めており、その様式に従って開示されるべきことを求めている(企業内容等の開示に関する内閣府令第七号様式等)。

2. 論点及び考え方

我が国の現行制度は、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」という我が国の監督当局による個別の判断に委ねながら、外国会社の財務書類を幅広く受け容れようとする基本的な考え方を背景

としてこれまで運用されてきたと評価できる。我が国の会計基準に拠らずして「本国基準」又は「第三国基準」に準拠する財務書類を我が国において開示することを認めてきた所以は、

我が国の市場の国際化に資するとの我が国の監督当局としての基本的な期待があり、かつ、我が国の市場で公募又は上場するとの外国会社の具体的な要請に基づくものであったこと

外国会社の当該財務書類に基づき、当該本国又は第三国の市場においては既に会社の評価や有価証券の価格の形成が行われており、このような評価や有価証券の価格の形成についての国際的な市場の「裁定」の機能が働くことが期待され、我が国の市場での投資者等にとっての情報の偏在等を回避することができると考えられたこと

法制度、会計制度が整備されている市場の会社が当該本国又は第三国で開示している財務書類については我が国で定める開示基準の様式に従って日本語による開示が我が国で行われるのであれば我が国での「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題がないと考えられたこと

等によるものであると概括することができよう。

また、このような現行制度は、「セカンダリー」(本国又は第三国で、一定期間、既に適正に開示された財務書類を我が国においても開示されることとなる場合)を暗黙のうちに当然の前提としている。

外国会社に適用される I F R S については、このような現行制度の今後の取扱いと併せて整理し、検討する必要がある。

またその際、今後、「プライマリー」(本国又は第三国においては未だ開示されていない有価証券が我が国において開示されることとなる場合)にも対応できるように、制度としての考え方を整理する必要がある。

(1) 論点

「本国基準」又は「第三国基準」として I F R S に準拠した外国

会社の財務書類が開示される場合（「セカンダリー」）の取扱いについて、現行制度の取扱いを維持するかどうか。

I F R S に準拠した外国会社の財務書類が「プライマリー」で開示される場合の取扱いをどうするか。

(2) 考え方

「本国基準」又は「第三国基準」として I F R S に準拠した外国会社の財務書類が「セカンダリー」で開示される場合については、これまでに受け容れられてきた各国の会計基準に準拠した場合と同様に、当該財務書類に基づき当該本国又は第三国の市場において会社の評価や有価証券の価格の形成が行われ、開示の制度が整備されている国の会社については、当該本国又は第三国で既に開示されている財務書類を開示することが、我が国での「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題はないという従来の考え方を原則として維持していくこととしてはどうか。

その際、「公益又は投資者保護」の判断については、外国会社が準拠する会計、監査、開示の各基準と我が国の各基準との「同等性の評価」を行うことによることが考えられるのではないかと。

「プライマリー」で開示される場合については、公益又は投資者保護の観点からは我が国の市場では我が国の基準に準拠することを求めるという「市場主義」の基本原則を踏まえ、我が国の会計基準に準拠することを義務付けることを原則とすべきではないかと。

ただし、「プライマリー」で開示される場合であっても、例外的に次のいずれかの考え方により I F R S を含めた外国の会計基準に準拠することを認めることが考えられるのではないかと。

イ 例外的に、本国又は第三国で開示されていない場合であっても、金融庁長官が当該財務書類を個別に審査し、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、I F R S や「本国基準」に準拠した財務書類の開示を認めるものとしても良いのではないか。

なお、この場合、監査については我が国での監査を求めるべきであり、また、開示については我が国の開示基準に基づく日本語による開示を求めることを原則とすべきではないか。

ロ 例外的に、本国又は第三国で開示されていない場合であっても、当該本国での会計・監査・開示の各基準と我が国の各基準との「同等性の評価」を金融庁長官が行い、「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、「本国基準」に準拠する財務書類の開示を認めるものとしても良いのではないか。

このような考え方の中で、I F R S については、会計基準における「同等性の評価」の対象として「受け容れることができる」との判断をすることができるのではないか。

「同等性の評価」の判断の基準としては、当該会計・監査・開示の各基準がそれぞれ我が国の基準との比較において、また、我が国の基準と概ね整合的であると考えられる国際的な基準（例えば、会計基準についてはS E C 基準）との比較において判断することが考えられるのではないか。

(3) 関連する論点及び考え方

I F R S の取扱い

I A S B が設定した I F R S と E U 域内での会計基準として規範性が認められた「I F R S」が並存する場合が考えられる。

一般に、会計基準については、市場における整備・改善が絶え間なく行われる一方で、監督当局による規範性の付与がその対象を確定しなければならない必要性があることから、このような事態は避けられないものとも言えよう。

IFRSの取扱いについても、監督当局が容認し、市場において実践規範として機能している「IFRS」をEUの「本国基準」として我が国で受け容れる対象とすべきであり、市場において規範性が認められるには至っていないIFRSとは区別して考えるべきではないか。

会計基準及び表示の相違の注記

会計処理の原則、手続及び表示方法の相違の注記については、今後のEUや米国におけるIFRSに準拠した会社の財務書類の開示の取扱い、IFRSの普及状況等を踏まえ、我が国における注記の必要性、その内容等を今後検討していくべきではないか。

四 IFRSに準拠した我が国の会社への対応

1. 現行制度における取扱い

現行制度は、「公益又は投資者保護」の観点から、我が国の会社については我が国の会計・監査・開示の各基準に拠ることを求めており、原則として、我が国の会社が我が国以外の会計基準に準拠する連結財務諸表を開示することは認めていない。なお、例外的に、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「連結財務諸表規則」という）において、我が国の会社の「米国式連結財務諸表」の取扱いが定められている。

(1) 米国式連結財務諸表の取扱い

米国証券取引委員会（SEC）に登録している連結財務諸表提出会社が米国式連結財務諸表を我が国の証券取引法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が「公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」には、一定の場合を除き、米国式連結財務諸表を提出することができるとされている。なお、米国式連結財務諸表をSECに登録しなくなった場合には、適用されなくなるとされる（連結財務諸表規則第87条及び第88条）。

(2) 米国式連結財務諸表を採用する場合の注記

米国式連結財務諸表の作成の状況及びSECにおける登録の状況、連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との相違等を注記する必要がある（連結財務諸表規則第90条）。

2. 論点及び考え方

このような現行制度は、かつて我が国の会社がSEC基準に準拠した連結財務諸表に基づいて米国預託証券（American Depositary Receipt）を発行し、資金調達等を行ったことを背景として認められた措置である。なお、この措置は、米国において認められる連結財務諸表は、SEC基準に準拠した連結財務諸表のみであるという前提において認められたものであった。

(1) 論点

我が国の会社にIFRSに準拠した連結財務諸表の開示を認めるかどうか。

I F R S に準拠する連結財務諸表の開示を認めるとした場合、監査や開示の基準との関係についてはどのように考えるのか。

(2) 考え方

現行制度においては、提出されるべき財務書類について「一般に公正妥当であると認められるところ」に従って作成されるべきことを求めてはいるものの、その準拠すべき会計基準が我が国の会計基準でなければならない旨の定めがあるわけではない。

しかし、「公益又は投資者保護」の観点からは我が国の市場では我が国の基準に準拠することを求めるという「市場主義」の基本原則を踏まえれば、我が国の会社が我が国の市場で「プライマリー」で財務書類を開示するのであれば、あくまでも我が国の会計基準に準拠することを義務付けるべきであるとの考え方があり得る。

他方、会計基準の準拠性については「同等性の評価」等の一定の判断の下で受け容れることとし、準拠した基準と我が国の基準との相違の明確化を求め、我が国の開示基準の様式に従って日本語に基づいて我が国で開示されるのであれば我が国での「公益又は投資者保護」の観点から特段の問題がないのではないかとこの考え方もあり得る。

これらについては、我が国のみならず E U も含めた市場において、我が国の会計基準の取扱いを尊重していくとの観点からは、我が国の会社の動向も見通しつつ今後判断していくこととすることが適切であると考えられるのではないかと。

すなわち、我が国の会計基準についての E U における「同等性の評価」は、上述のとおり今後行われる見込みであることを踏まえれば、現時点で結論を導くことには慎重であるべきと考えられる。本

問題は、EUにおける我が国の会計基準の取扱いが固まった段階で速やかに結論を得るべきものと考えられる。

(3) 関連する論点及び考え方

会計基準及び表示方法の相違の注記

仮にIFRSに準拠した連結財務諸表の開示を認める場合、会計処理の原則、手続及び表示方法の相違の注記について併せて検討する必要がある。

実務上の取扱い

IFRSに準拠した財務書類については、資本市場における開示の実績が乏しく、また、実務指針、解釈指針等のIFRSを実際に適用する場合に必要な規定が十分整備されていない。仮に我が国の会社がIFRSを今後適用するに当たっては、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC:International Financial Reporting Interpretations Committee）による指針の整備等、EUにおける導入以降の状況等を踏まえながら、関係団体においても対応を検討する必要がある。

五 今後の課題

1. 当面の課題

今後、EUにおいて具体的な検討が進められることとなる我が国の会計基準についての「同等性の評価」においては、我が国の会計基準が2007年以降もEUにおいて「IFRSと同等と認められる会計基準」として容認されるよう、引き続き我が国の官民の関係者によるEUの関係者等へ

の働きかけを強化する必要がある。

また、企業会計基準委員会においても、I F R Sの動向を注視しつつ我が国の会計基準の一層の整備・改善が望まれるところであり、その活動の基盤を確固たるものとしていくためにも、企業会計基準委員会の法制度上の位置付けの明確化の検討、財務会計基準機構の運営の基盤の充実等が図られるべきである。

2 . I F R Sによる開示の実態の注視

I F R Sに準拠した財務書類は、現状においては開示の実績に乏しく、市場で十分には実践された基準では未だないため、我が国において「公益又は投資者保護」の観点からの判断の現実的な拠り所となる指標等に欠ける面がある。こうした意味では、今後のE UをはじめとするI F R Sに準拠した財務書類の開示の実態について、十分に注視すると共に、実際に利用されたことにより生ずる問題点、課題等を適切に見極めていくことが必要である。

3 . I F R Sの導入に伴う会計制度上の課題

仮に我が国の会社にI F R Sに準拠した財務書類の開示を認めることとなれば、連結財務諸表と単体の財務諸表の関係をはじめとして、会計方針の変更があった場合の過年度連結財務諸表の遡及修正、作成基準の相違による科目表示や注記事項等の開示事項の過不足の問題等、さまざまな関連する課題に波及することとなる。これらの課題については、今後、さらに検討を行うことが必要である。

4 . レジエンド問題

いわゆる「レジエンド」(legend) は、我が国の会計基準に準拠して作

成された連結財務諸表について、海外の利用者がSEC基準やIFRSに準拠して作成されたものと誤認するリスクを軽減するため設けられた「警句」であるとされている。

我が国の制度の整備が進み、国際的な制度の内容とは基本的に遜色がない状況にあると評価できる現在においても「レジェンド」が依然として残っているとの指摘があることから、「レジェンド」がもたらしている我が国の実務に対する国際的な認識の改善のために、関係者が積極的に対応することが必要である。